



Q & A

Q. いくらもらえるの？

A.1人あたり5,000円を支給します。

例えば、世帯主の方(夫)と妻、こども2人であれば、4人分の20,000円が支給されます。

Q. 対象となる人は？

A.令和8年1月1日時点(基準日)で五霞町の「住民基本台帳」に登録のある方が対象です。

その他、基準日以前に出生または転入した方で、基準日から2週間以内に町の住民基本台帳に登録されることとなった方も対象です。

Q. 申請は必須なの？

A.申請は**必須**となります。

期限(令和8年3月31日)までに申請が無い場合は、支給を辞退したものとみなします。

Q. 「公金受取口座」とは？

A.マイナンバーカードと紐付いている個人の預金口座をいいます。

紐付いている口座が分からない場合は、口座情報を記入欄に記載してください。

Q. 紙媒体での申請に必要な提出書類は？

A.①申請・請求者(世帯主)の公金受取口座を指定する場合

□物価高騰対策生活者支援給付金申請書(請求書)

②申請・請求者(世帯主)の公金受取口座以外を指定する場合

□物価高騰対策生活者支援給付金申請書(請求書)

□「申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)※1」

□「受取口座が確認できる書類の写し(コピー)※2」の添付が必要です。

※1 下記の「身分証明書に該当するものは？」をご確認ください。

※2 受取口座の金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人(カナ)が記載された部分のコピー

Q. 今回の申請において「身分証明書」に該当するものは？

A.個人番号カード(マイナンバーカード)、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、

精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、介護保険被保険者証、

年金手帳、社員証、預金通帳、学生証及び医療受給者証をいいます。

Q. 振込先の口座は、申請・請求者(世帯主)以外の名義でもいいですか？

A.原則「申請・請求者(世帯主)」の名義の口座としてください。

不明な点は下記までお問合せください。

五霞町まちづくり戦略課 政策係 ☎0280-84-1111(内線212)

